

富士見市健康づくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について

市民の健康づくりを一体的に推進するため、富士見市健康づくり審議会条例の一部を改正するもの。

1 改正内容

(1) 第2条の改正部分

所掌事務に、「^{くう}歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関すること」を追加する。

(2) 第3条の改正部分

第1項中の委員の人数を「15人」から「20人」に改める。

2 施行期日等

(1) 附則第1項の部分

施行期日について、平成31年4月1日から施行する。

(2) 附則第2項の部分

現行の富士見市歯科口腔保健推進計画と富士見市健康増進計画・食育推進計画を健康づくり審議会で一体的に審議するため、富士見市歯科口腔保健推進委員会条例（平成25年条例第27号）を廃止する。

富士見市健康づくり審議会条例（平成26年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関すること。</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>20人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2（略）</p>